00 厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和5年5月1日現在)

I 入院基本料について

一般病棟は入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。また入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。地域包括ケア病棟は入院患者 13 人に対して 1 人以上の看護職員 を配置しております。また入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。回復期リハ ビリ病棟は入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。また入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

Ⅱ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書に よりお渡ししています。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たして おります。

Ⅲ 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算 定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

Ⅳ 東海北陸厚生局長への届出事項について

- 1)入院時食事療養に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管 理の下に、適時適温で提供しております。また予め定められた日に、患者さんに対して提示する複数の メニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。
- 2) 施設基準等に関する届出事項については、別に掲示しております。

Ⅴ 保険外負担に関する事項

当院では、個室使用料、証明書・診断書などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いし ております。

- 1)特別療養環境の提供について、詳細は別に掲示しております。
- 2)診断書・証明書料・その他保険外負担に係る費用について、詳細は別に掲示しております。

VI 特掲診療料の施設基準(手術)に係る院内掲示

手術症例数について、詳細は別に掲示しております。



(デ) 医療法人なるみ会 第一なるみ病院